

## 石材再使用判定について

回収・解体した石材の再使用判定は、施工者(石工)・文化財コンサルタント・文化財職員・監督員(土木職員)の4者で協議して決定し、復旧時(2次評価時)には石垣WGの指導を受ける。

**1次評価(石材調査時)**: 石材自体の問題点により、施工者(石工)が使用・不使用の判断したものを文化財コンサルタント・文化財職員・監督員(土木職員)で確認して決定する。

**2次評価(石垣復旧時)**: 1次評価をもとに石垣面全体の状況を考慮し、石垣復旧(修理) 図を作成後、石垣WGの指導を受ける。

**3次評価(築石として再使用不可の石材について)**: 石材再使用判定により再使用不可となった石材について、施工者(石工)・文化財コンサルタント・文化財職員・監督員(土木職員)の4者で協議して、間詰め・栗石として再使用するのか・保管するのかを決定する。